

令和3年度 第2回

岩美町国民健康保険運営協議会日程

令和4年2月8日(火) 午後3時30分～
役場2F ミーティング室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 会長選任

4 会長あいさつ

5 議事録署名委員指名

6 議 事

1) 令和3年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込について

・・・P3

2) 令和4年度岩美町国民健康保険事業概要について

・・・P4～5

3) 令和4年度岩美町国民健康保険特別会計予算(案)

・・・P6

4) 令和4年度岩美町国民健康保険税(案)について

・・・P7～11

5) 令和4年度岩美町国民健康保険事業計画(案)について

・・・P12～26

6) 岩美町国民健康保険保健事業計画の進捗状況について

・・・P27～28

7) 国民健康保険保税算定方式の見直しについて

・・・P29～30

8) その他

7 閉 会

○岩美町国民健康保険運営協議会規則

昭和 51 年 4 月 19 日
規則第 2 号

岩美町国民健康保険運営協議会規則(昭和 30 年岩美町規則第 4 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、岩美町国民健康保険条例(昭和 34 年岩美町条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2 会長は協議会を招集するときは、町長にこれを通知しなければならない。

3 協議会の会長を選挙するときは、第 1 項の規定にかかわらず町長がこれを招集する。

(議事)

第 3 条 協議会は、会長が議長となってこれを運営する。

第 4 条 協議会は、委員定数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開会することができない。

第 5 条 協議会の議事及び会議録の作成等については、岩美町議会会議規則の規定を準用する。

(答申)

第 6 条 会長は諮問事項の審議を終了し、議決を終わったときは、5 日以内に町長に答申しなければならない。

(建議及び報告)

第 7 条 会長は被保険者、その他利害関係者より申立のあった事項については、申立書又は聞取書を添えて町長に建議又は報告しなければならない。

第 8 条 会議録に署名すべき委員は、会長のほか 2 名とし、会議のはじめに会長が会議に諮ってこれを定める。ただし、あらかじめ会議の決定により順序を定めたときはこの限りでない。

(協議会の庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、国民健康保険主管課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岩美町国民健康保険運営協議会委員名簿

任 期：令和4年1月1日～令和6年12月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
被保険者代表	村 上 富 重	(新任)
	船 木 道 代	
	森 田 加代子	
	橋 本 町 子	
医療機関代表	奥 田 敏 貴	
	藤 田 直 樹	
	永 美 善 男	
	尾 崎 隆 之	
公 益 代 表	山 本 淳	
	西 浦 晶 義	
	中 島 玉 江	(新任)
	岡 田 美恵子	(新任)
計	12 名	

令和3年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込

R4.1.6

(単位:円)

歳 入			
科 目	予算現額 A	決算見込額 B	比 較 B-A
1 国民健康保険税	210,658,000	227,412,575	16,754,575
一般被保険者国民健康保険税	210,388,000	227,209,537	16,821,537
1 医療給付費分現年課税	133,804,000	148,496,500	14,692,500
2 後期高齢者支援金分現年課税	47,853,000	53,750,800	5,897,800
3 介護納付金分現年課税	15,761,000	18,322,100	2,561,100
4 医療給付費分滞納繰越	8,180,000	4,407,917	▲ 3,772,083
5 後期高齢者支援金分滞納繰越	2,770,000	1,414,200	▲ 1,355,800
6 介護納付金分滞納繰越	2,020,000	818,020	▲ 1,201,980
退職被保険者等国民健康保険税	270,000	203,038	▲ 66,962
1 医療給付費分滞納繰越	200,000	106,625	▲ 93,375
2 後期高齢者支援金分滞納繰越	20,000	37,115	17,115
3 介護納付金分滞納繰越	50,000	59,298	9,298
2 使用料及び手数料	94,000	55,500	▲ 38,500
3 国庫支出金	0	458,000	458,000
4 県支出金	1,157,843,000	1,122,404,000	▲ 35,439,000
保険給付費交付金	1,157,842,000	1,122,404,000	▲ 35,438,000
1 普通交付金	1,123,516,000	1,089,893,000	▲ 33,623,000
2 特別調整交付金	34,326,000	32,511,000	▲ 1,815,000
財政安定化基金交付金	1,000	0	▲ 1,000
5 財産収入	142,000	137,000	▲ 5,000
6 寄附金	1,000	0	▲ 1,000
7 繰入金	127,188,000	124,756,000	▲ 2,432,000
1 一般会計繰入金	101,631,000	100,987,000	▲ 644,000
2 基金繰入金	25,557,000	23,769,000	▲ 1,788,000
8 繰越金	1,000	0	▲ 1,000
9 諸収入	108,000	0	▲ 108,000
計	1,496,035,000	1,475,223,075	△ 20,811,925

(単位:円)

歳 出			
科 目	予算現額 A	決算見込額 B	比 較 B-A
1 総務費	10,181,000	10,030,000	▲ 151,000
1 総務管理費	9,074,000	9,056,000	▲ 18,000
2 徴税費	910,000	777,000	▲ 133,000
3 運営協議会費	197,000	197,000	0
2 保険給付費	1,130,397,000	1,094,900,000	▲ 35,497,000
療養諸費	954,966,000	929,611,000	▲ 25,355,000
1 一般被保険者療養給付費	948,000,000	924,166,000	▲ 23,834,000
2 退職被保険者等療養給付費	360,000	120,000	▲ 240,000
3 一般被保険者療養費	3,840,000	2,875,000	▲ 965,000
4 退職被保険者等療養費	120,000	30,000	▲ 90,000
5 審査支払手数料	2,646,000	2,420,000	▲ 226,000
高額療養費	168,530,000	160,262,000	▲ 8,268,000
1 一般被保険者高額療養費	168,000,000	159,822,000	▲ 8,178,000
2 退職被保険者等高額療養費	120,000	30,000	▲ 90,000
3 高額介護合算療養費	410,000	410,000	0
移送費	20,000	0	▲ 20,000
出産育児諸費	4,187,000	4,187,000	0
葬祭諸費	840,000	840,000	0
傷病手当金	1,854,000	0	▲ 1,854,000
3 国保事業費納付金	315,752,000	315,752,000	0
4 その他事業費等拠出金	1,000	500	▲ 500
5 財政安定化基金拠出金	1,000	0	▲ 1,000
6 保健事業費	32,369,000	30,181,000	▲ 2,188,000
1 特定健診事業費	12,563,000	12,511,000	▲ 52,000
2 保健事業費	8,584,000	8,604,000	▲ 1,980,000
3 健康管理費	11,222,000	11,066,000	▲ 156,000
7 積立金	142,000	137,000	▲ 5,000
8 諸支出金	5,192,000	4,889,000	▲ 303,000
1 償還金等	1,442,000	1,442,000	0
2 繰出金	3,750,000	3,447,000	▲ 303,000
9 予備費	2,000,000	0	▲ 2,000,000
計	1,496,035,000	1,455,889,500	▲ 40,145,500

歳入決算見込 — 歳出決算見込

1,475,223,075円 — 1,455,889,500円 =
19,333,575円

岩美町国民健康保険事業概要について

【令和4年度制度改正について（主な変更点）】

○国民健康保険税賦課限度額（令和4年度から）

102万円（基礎課税額 63万円→65万円、後期分 19万円→20万円、介護分 17万円）

○子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入について

国民健康保険制度では応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7割・5割・2割）が講じられている。

子育て世帯の負担軽減の観点から、国・地方の取り組みとして、国民健康保険制度において子どもの均等割保険料を軽減する。

- ・対象は、全世帯の未就学児
- ・当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。
※例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割を軽減することから、8.5割軽減となる。
- ・国・地方の負担割合：国 1/2、都道府県：1/4、市町村 1/4
- ・施行時期：令和4年4月

○オンライン資格確認の開始について

令和3年10月よりマイナンバーカードを活用した「オンライン資格確認」開始。

- ・医療機関がその場で最新の資格情報を確認できる。
- ・マイナンバーカードを保険証として利用できる。
- ・過去の薬や特定健診等の情報が閲覧できる。

【国保事業納付金について】

1 国保事業納付金について

(1) 令和4年度納付金の算定結果

	令和4年度納付金	令和3年度納付金	
鳥取県	13,648,428,549 円	13,770,594,887 円	△122,166,338 円 0.9%減
岩美町	316,112,280 円	315,749,857 円	362,423 円 0.1%増

※医療分・後期分・介護分の合計

(2) 県納付金総額の減額理由（県医療・保険課分析による）

- ・前期高齢者交付金が減額となったが、過年度決算余剰金を納付金の減算に充てたこと等により県全体では0.9%の減額

(3) 岩美町分の納付金の増額理由

- ・過去3年間平均による医療費指数の増
令和3年度算定時：1.0828
令和4年度算定時：1.1085 2.4%増 ※全国平均の医療費との対比
- ・医療費指数は高くなっているが、県全体の納付金の減算により岩美町分は微増

2 令和4年度国保税（案）について

(1) 方針

医療費指数は高くなっているが、県全体の納付金減額の影響により岩美町の納付金は微増に留まっている。令和3年度の医療費は昨年度より減少している（12月末時点療養給付費、対前年約3%減）が、医療費指数は全国平均との対比であるためどう推移するかは不透明である。所得については、令和3年度の算定にあたって令和2年中所得に大きな増減はなかったが、コロナ禍による影響が出てくる可能性もあり、見通せない状況となっている。これらを踏まえ、前年並みの保険税額とすることとし、積立基金より12,000千円取り崩しを行うこととしたい。

(2) 算定方式

4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）にて算定

※3方式への移行を検討する。

(3) 保険税（1人当たり）の推移（予算時）（単位：円）

	令和4年度(案)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
医療分	57,950	58,033	59,301	56,436
後期高齢支援分	20,287	19,234	19,600	20,950
介護納付金分	21,411	22,593	22,774	19,721
計	99,648	99,860	101,675	97,107
前年対比	0.2%減			

令和4年度岩美町国民健康保険特別会計予算(案)

R4.1.27

(単位:千円)

歳 入			
科 目	令和3年度 当初予算額 A	令和4年度 当初予算額 B	比 較 B-A
1 国民健康保険税	225,393	223,068	▲ 2,325
一般被保険者国民健康保険税	225,123	222,935	▲ 2,188
1 医療給付費分現年課税	147,123	147,100	▲ 23
2 後期高齢者支援金分現年課税	48,762	51,497	2,735
3 介護納付金分現年課税	16,268	14,238	▲ 2,030
4 医療給付費分滞納繰越	8,180	6,130	▲ 2,050
5 後期高齢者支援金分滞納繰越	2,770	2,330	▲ 440
6 介護納付金分滞納繰越	2,020	1,640	▲ 380
退職被保険者等国民健康保険税	270	133	▲ 137
1 医療給付費分滞納繰越	200	120	▲ 80
2 後期高齢者支援金分滞納繰越	20	6	▲ 14
3 介護納付金分滞納繰越	50	7	▲ 43
2 使用料及び手数料	94	90	▲ 4
3 国庫支出金	0	0	0
4 県支出金	1,155,277	1,166,775	11,498
保険給付費交付金	1,155,276	1,166,774	11,498
1 普通交付金	1,123,516	1,098,985	▲ 24,531
2 特別調整交付金	31,760	67,789	36,029
財政安定化基金交付金	1	1	0
6 財産収入	142	135	▲ 7
7 寄附金	1	1	0
8 繰入金	111,487	115,027	3,540
1 一般会計繰入金	97,486	101,018	3,532
2 基金繰入金	14,001	14,009	8
9 繰越金	1	1	0
10 諸収入	108	109	1
計	1,492,503	1,505,206	12,703

(単位:千円)

歳 出			
科 目	令和3年度 当初予算額 A	令和4年度 当初予算額 B	比 較 B-A
1 総務費	10,181	11,129	948
1 総務管理費	9,074	9,899	825
2 徴税費	910	836	▲ 74
3 運営協議会費	197	394	197
2 保険給付費	1,126,878	1,102,347	▲ 24,531
療養諸費	954,966	930,335	▲ 24,631
1 一般被保険者療養給付費	948,000	924,000	▲ 24,000
2 退職被保険者等療養給付費	360	360	0
3 一般被保険者療養費	3,840	3,360	▲ 480
4 退職被保険者等療養費	120	120	0
5 審査支払手数料	2,646	2,495	▲ 151
高額療養費	168,530	168,630	100
1 一般被保険者高額療養費	168,000	168,000	0
2 退職被保険者等高額療養費	120	120	0
3 高額介護合算療養費	410	510	100
移送費	20	20	0
出産育児諸費	2,522	2,522	0
葬祭諸費	840	840	0
傷病手当金	0	0	0
3 国保事業費納付金	315,752	316,114	362
4 その他事業費等拠出金	1	1	0
5 財政安定化基金拠出金	1	1	0
6 保健事業費	32,356	31,629	▲ 727
1 特定健診事業費	12,563	12,114	▲ 449
2 保健事業費	8,584	8,196	▲ 388
3 健康管理費	11,209	11,319	110
7 積立金	142	135	▲ 7
8 諸支出金	5,192	41,850	36,658
1 償還金等	1,442	850	▲ 592
2 繰出金	3,750	41,000	37,250
9 予備費	2,000	2,000	0
計	1,492,503	1,505,206	12,703

◇令和4年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

◎被保険者の推移

[予算時ベース]

(単位：人)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
医療分	2,672	2,697	2,757	2,790	2,810	2,918
後期高齢支援分 (一般+退職)	2,672	2,697	2,757	2,820	2,917	3,072
介護納付金分	700	766	820	866	910	1,047

[算定時ベース]

(単位：人)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
医療分		2,692	2,737	2,771	2,806	2,884
後期高齢支援分 (一般+退職)		2,692	2,737	2,787	2,871	3,008
介護納付金分		742	802	831	936	994

◎保険税（1人平均）の推移

[予算時ベース]

(単位：円)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
医療分	57,950	58,033	59,301	56,436	56,099	56,841
後期高齢支援分	20,287	19,234	19,600	20,950	21,218	19,658
小 計	78,237	77,267	78,901	77,386	77,317	76,499
介護納付金分	21,411	22,593	22,774	19,721	19,604	25,814
合 計	99,648	99,860	101,675	97,107	96,921	102,313

[算定時ベース]

(単位：円)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
一般被保険者分		53,793	54,292	52,167	52,347	52,037
後期高齢支援分		19,270	21,298	21,198	21,558	20,077
小 計		73,063	75,590	73,365	73,905	72,114
介護納付金分		23,323	23,286	20,552	19,060	27,191
合 計		96,386	98,876	93,917	92,965	99,305

◇令和4年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

Ⅰ－Ⅰ 令和4年度 医療給付費分予算（0歳～74歳）

◎ 歳出予算

1,415,752千円

保 険 給 付 費	国保事業費納付金	保健事業	その他支出
1,102,347千円	226,660千円	31,629千円	55,116千円
療養給付費 924,360千円	一般被保険者分 226,660千円	特定健診 12,114千円	総務費 11,129千円
療養費 3,480千円	退職被保険者分 千円	保健衛生費 8,196千円	積立金 135千円
高額療養費 168,120千円		健康増進 11,319千円	公債費 千円
審査支払手数料 2,495千円		保健事業計 31,629千円	雑支出金（一般） 852千円
高額介護 510千円			病院繰出金 41,000千円
移送費 20千円			予備費 2,000千円
出産一時金 2,522千円			その他支出計 55,116千円
葬祭費 840千円			
傷病手当金 千円			
保険給付費計 1,102,347千円			

◎ 歳入予算

1,415,752千円

保 険 税	県支出金	他会計繰入金 （一般会計繰入金）	積立基金繰入金	その他収入
現年度分 147,100千円 （調定額154,842千円）	1,166,775千円	77,299千円	14,009千円	336千円
滞納分 10,233千円				
滞納分内訳	普通交付金 1,098,985千円	保健事業等 6,967千円	保険税軽減 12,000千円	使用料及び手数料 90千円
一般6,130千円	特別交付金 67,790千円	基金安定負担金 48,930千円	償還金 9千円	財産収入 135千円
後期2,330千円	県支出計 1,166,775千円	未就学児均等割 372千円	予備費 2,000千円	寄付金 1千円
介護1,640千円		財政安定化支援金 21,030千円	基金繰入計 14,009千円	繰越金 1千円
		他会計繰入計 77,299千円		諸収入 109千円
				その他収入計 336千円

Ⅰ－Ⅱ 令和4年度 医療給付費分国保税率算定基礎資料

年 度	令和4年度		令和3年度	
区 分	本算定（3/31）時	当初予算	本算定（3/31）時	当初予算
被保険者数 ①	人	人	人	人
		2,672	2,692	2,697
一人当たり保険税額 ②	円	円	円	円
		57,950	53,793	58,033
調定見込額 ①×②=③	千円	千円	千円	千円
		154,842	144,811	156,514
徴収率（予定） ④	%	%	%	%
		95.0	94.0	94.0
予 算 額 ③×④=⑤	千円	千円	千円	千円
		147,100	136,123	147,123

	R4当初予算	差額	R3当初予算
後期高齢者支援税額	20,287円	1,053円	19,234円
1人当たり税額（一般＋後期）	78,237円	970円	77,267円

◎ 1人当たり保険税額（当初予算）

令和3年度

58,033円

令和4年度

57,950円

△83円

◇令和4年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

Ⅱ－1 令和4年度 後期高齢者支援金分予算（0歳～74歳）

◎ 後期高齢者分歳出予算（見込） 69,806 千円（国保事業費納付金）
 一般被保険者分：71,598千円
 退職被保険者分： 千円

◎ 後期高齢者分歳入予算（見込） 69,806 千円

保 険 税	保険基盤安定等後期支援相当分
現年度分 51,497千円 (調定額 54,207 千円)	18,309千円

Ⅱ－2 令和4年度 後期高齢者支援金分国保税率算定基礎資料（0歳～74歳）

区 分	令和4年度		令和3年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数 ①	人	人	人	人
1人当り保険税額 ②	円	円	円	円
調定見込額 ① × ② = ③	千円	千円	千円	千円
徴収率（予定） ④	%	%	%	%
予 算 額 ③ × ④ = ⑤	千円	千円	千円	千円

◎ 1人当たり保険税額（当初予算時）

令和3年度
19,234円
令和4年度
20,287円

1,053円

◇令和4年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

Ⅲ－１ 令和4年度 介護納付金分予算（40歳～64歳）

◎ 介護納付金分歳出予算（見込） 19,648 千円（国保事業費納付金）

◎ 介護納付金分歳入予算（見込） 19,648 千円

保 險 税	保険基盤安定介護相当額
現年度分 14,238千円 (調定額 14,987 千円)	5,410千円

Ⅲ－２ 令和4年度 介護納付金分国保税率算定基礎資料（40歳～64歳）

区 分	令和4年度		令和3年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数 ①	人	人	人	人
		700	742	766
1人当たり保険税額 ②	円	円	円	円
		21,411	23,323	22,593
調定見込額 ① × ② = ③	千円	千円	千円	千円
		14,987	17,306	17,306
徴収率（予定） ④	%	%	%	%
		95.0	94.0	94.0
予 算 額 ③ × ④ = ⑤	千円	千円	千円	千円
		14,238	16,268	16,268

◎ 1人当たり保険税額（当初予算時）

令和3年度

22,593円

令和4年度

21,411円

△1,182円

◎岩美町国民健康保険特別会計

1 岩美町国民健康保険積立基金管理状況

(単位：円)

年度	前年度決算 剰余金積立	利子積立	基金取り崩し	年度末残額
10	1,200,000	1,147,259	△ 4,000,000	274,017,112
11	300,000	870,778	△ 25,000,000	242,187,890
12	4,100,000	614,715	△ 47,400,000	199,502,605
13	4,200,000	316,478	△ 20,000,000	184,019,083
14	5,200,000	7,357	△ 22,000,000	167,226,440
15	4,900,000	3,545	△ 10,000,000	162,129,985
16	13,000,000	3,468	0	175,133,453
17	45,000,000	374	0	220,133,827
18	31,000,000	124,108	0	251,257,935
19	20,000,000	895,614	0	272,153,549
20	23,000,000	1,040,085	0	296,193,634
21	40,000,000	939,293	△ 45,000,000	292,132,927
22	12,000,000	464,519	△ 112,000,000	192,597,446
23	26,000,000	124,144	△ 30,000,000	188,721,590
24	27,000,000	89,750	△ 30,000,000	185,811,340
25	31,000,000	226,763	△ 20,000,000	197,038,103
26	34,000,000	153,179	△ 40,000,000	191,191,282
27	22,000,000	155,594	△ 65,000,000	148,346,876
28	34,000,000	75,594	△ 53,000,000	129,422,470
29	46,000,000	65,072	△ 20,000,000	155,487,542
30	79,018,014	38,721	△ 19,827,000	214,717,277
R1	26,157,524	73,192	△ 36,201,000	204,746,993
2	31,720,175	88,637	△ 35,900,000	200,655,805
3	24,086,295	137,000	△ 25,769,000	199,110,100
4	19,333,575	135,000	△ 14,009,000	206,115,380

令和 4 年度

岩美町国民健康保険事業計画（案）

岩美町

はじめに

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療受診機会の確保および健康の保持・増進に大きく貢献してきました。

しかしながら、公的医療保険の中で国民健康保険は、加入者の年齢層が高く医療費水準が高い、所得水準が低いなど、保険者の運営努力だけでは解決できない“構造的な問題”を抱えていることに加え、高齢化の進展や高度な医療の普及に伴う医療費の増加などによりその運営は全国的に年々厳しさを増しています。

本計画は、このような状況を踏まえながら、岩美町国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和4年度における運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものです。

第1章 国民健康保険事業運営(特別会計)の現状と課題

1 国民健康保険事業運営の状況

(1) 被保険者・世帯数

本町における国民健康保険の加入状況（令和3年9月末現在）は、1,693世帯、2,689人で、町の人口（11,166人）の24.1%を占めていますが、被保険者数は年々減少しています。

		H29	H30	R1	R2	R3
世帯数（世帯）		1,766	1,743	1,698	1,690	1,693
被保険者数（人）	0歳～39歳	561	503	444	411	407
	40歳～59歳	500	479	445	457	433
	60歳～74歳	1,889	1,882	1,859	1,841	1,849
	合計	2,950	2,864	2,748	2,709	2,689
軽減世帯数（世帯）		1,206	1,187	1,168	1,155	1,148
全世帯に対する割合（%）		68.3	68.1	68.8	68.3	67.8

【国民健康保険実態調査・基盤安定事業計画より】

(2) 国民健康保険税の収納状況

本町における、国民健康保険税の収納状況は以下のとおりです。世帯数・被保険者数の減少に伴い、現年分の調定額・収納額も減少傾向にあります。

		調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）
H29	現年分	243,566,400	228,962,048	94.00
	滞納分	91,797,653	14,622,054	15.93
H30	現年分	237,026,400	225,103,635	94.97
	滞納分	82,204,837	15,040,244	18.30
R1	現年分	225,692,300	215,455,715	95.46
	滞納分	74,781,558	13,919,144	18.61
R2	現年分	230,433,400	220,945,600	95.88
	滞納分	65,057,282	12,967,338	19.93
R3 (見込)	現年分	219,985,600	211,012,010	95.92
	滞納分	56,132,016	10,546,562	18.79

【税務課資料】

(3) 医療給付費

歳出における医療費については、以下のとおりとなっています。保険給付費総額は医療の高度化等に伴い増加傾向にあり、1人当たりの保険給付費も年々増加しています。これらの現状に対し、レセプト点検や保健事業の実施等により歳出の抑制を図っていますが、依然運営は厳しい状況にあります。

	H30	R1	R2	R1→R2 伸び率
1人当たり診療費 (円)	361,825 (319,821)	373,111 (324,710)	403,285 (323,068)	108.09% (99.49%)
一般被保険者	362,929 (320,378)	374,131 (324,662)	403,275 (322,996)	107.79% (99.49%)
退職被保険者	282,842 (271,588)	116,429 (345,730)	— (4,417,135)	— % (1,277.63%)
1件当たりの日数 (日)	2.06 (1.96)	2.02 (1.96)	2.04 (1.91)	101.07% (97.58%)
一般被保険者	2.07 (1.96)	2.02 (1.96)	2.04 (1.91)	100.96% (97.57%)
退職被保険者	1.86 (1.83)	1.34 (1.88)	1.00 (6.19)	74.80% (329.15%)
1日当たりの診療費 (円)	17,092 (14,943)	17,846 (15,241)	19,824 (16,056)	111.09% (105.35%)
一般被保険者	17,114 (14,956)	17,863 (15,243)	19,824 (16,054)	110.98% (105.32%)
退職被保険者	15,268 (13,672)	10,084 (14,729)	24,470 (39,619)	242.65% (268.96%)

() 内は鳥取県平均値

【国民健康保険事業年報より】

令和2年度は令和元年度に比べ8%程度の伸びとなりました。30年からの伸び率と比べても5ポイントの伸びとなっています。県平均は新型コロナウイルスの影響があるのか少し下がっており、岩美町はかなり高くなっています。診療日数はあまり増加しておらず、入院の増加などにより医療費が高くなったと推察されます。令和3年度は令和2年度ほど高くない見込みとなっていますが、医療の高度化により医療費増加傾向は続くことが予想されます。国民健康保険事業の健全な運営のためには、より一層医療費の抑制に努めなければなりません。

(4) 国民健康保険事業特別会計の決算状況

(円)

【歳入】	H30	R1	R2	R3(見込)
国民健康保険税	240,143,879	229,374,859	233,912,938	227,412,575
使用料及び手数料	109,200	90,700	97,600	55,500
国庫支出金	0	962,000	3,924,000	458,000
県支出金	1,079,051,761	1,075,334,820	1,132,953,645	1,122,404,000
財産収入	38,721	73,192	88,637	137,000
寄附金	0	0	0	0
繰入金	121,745,885	137,041,874	137,996,656	124,756,000
繰越金	0	0	0	0
諸収入	500,354	1,067,327	141,381	0
合計	1,441,589,800	1,443,944,772	1,509,114,857	1,475,233,075
【歳出】				
総務費	11,979,824	12,917,793	10,772,650	10,030,000
保険給付費	1,051,574,755	1,039,328,945	1,091,576,446	1,094,900,000
国民健康保険事業費納付金	297,171,538	332,144,307	346,138,966	315,752,000
共同事業拠出金	203	320	270	500
保健事業費	24,661,119	25,997,240	31,435,593	30,181,000
積立金	38,721	73,192	88,637	137,000
諸支出金	30,006,116	1,762,800	5,016,000	4,889,000
予備費	0	0	0	0
合計	1,415,432,276	1,412,224,597	1,485,028,562	1,455,889,500
収支差額	26,157,524	31,720,175	24,086,295	19,333,575
基金保有額(年度末)	214,717,277	204,746,993	200,655,805	199,110,100

2 国民健康保険事業運営の課題

国保事業運営の対象となる被保険者数は減少傾向となっており、事業運営の要である国保税の税収が伸びていません。逆に、被保険者数が減少していますが、1人あたりの医療費は増加傾向にあることから、保険給付費は増加しています。医療費の状況は下表のとおりとなっており、循環器系疾患などの生活習慣病関連の疾患が多くを占めていることが医療費増加の主な要因として考えられます。さらに、被保険者の高齢化が進んでいることは、医療費の増加に影響を与えている要因の一つと考えられます。

保健事業の拡充等により更なる歳出抑制を行わなければ、本町国保事業の安定的な運営が難しい状況となっています。

男性	入院		外来	
	医療費 (円)	割合	医療費 (円)	割合
糖尿病	5,255,180	1.6%	38,520,730	14.3%
高血圧症	259,050	0.1%	17,424,080	6.5%
脂質異常症	0	0.0%	5,932,130	2.2%
高尿酸血症	0	0.0%	904,070	0.3%
脂肪肝	0	0.0%	221,730	0.1%
動脈硬化	3,025,140	0.9%	761,870	0.3%
脳出血	2,999,020	0.9%	238,020	0.1%
脳梗塞	9,313,240	2.9%	1,898,320	0.7%
狭心症	6,805,200	2.1%	1,402,250	0.5%
心筋梗塞	0	0.0%	19,480	0.0%
がん	106,302,060	32.6%	43,070,480	16.0%
筋・骨格	23,312,850	7.2%	11,412,180	4.2%
精神	22,497,350	6.9%	9,911,800	3.7%
その他	146,041,180	44.8%	137,572,520	51.1%
計	325,810,270	100.0%	269,289,660	100.0%
女性				
糖尿病	1,182,010	0.5%	20,800,040	8.5%
高血圧症	61,030	0.0%	15,765,540	6.4%
脂質異常症	0	0.0%	9,139,910	3.7%
高尿酸血症	0	0.0%	0	0.0%
脂肪肝	0	0.0%	202,730	0.1%
動脈硬化	0	0.0%	229,960	0.1%
脳出血	980,720	0.4%	24,980	0.0%
脳梗塞	0	0.0%	652,040	0.3%
狭心症	1,134,210	0.5%	1,180,890	0.5%
心筋梗塞	0	0.0%	113,610	0.0%
がん	28,773,180	12.1%	31,441,970	12.8%
筋・骨格	23,774,700	10.0%	27,026,490	11.0%
精神	35,327,780	14.9%	9,327,020	3.8%
その他	146,190,040	61.6%	129,316,420	52.7%
計	237,423,670	100.0%	245,221,600	100.0%

【国保データベース(R2)より】

第2章 国民健康保険事業運営の健全化に向けた基本的な取り組み

国保事業の現状を踏まえ、事業運営の健全化に向けて、取り組みの方向性や目標値を定めた上で、効果的かつ効率的な事業の推進を図ります。

1 国民健康保険税の適正賦課と収納率の向上への取組

(1) 国民健康保険税の改定状況

平成30年度から、都道府県が共同保険者となり、特に財政面で支援することになりました。これに伴い、町は県に対して納付金を納める形になり、公費等を除いた部分を保険税として賦課することになります。保険税の賦課については引き続き市町村が担うこととなりますが、急激な上昇を防ぐため、財政調整基金を活用しながら緩やかに引き上げるなどの手段を、県内市町村の動向を見ながら検討してまいります。

医療	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	1人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
H29	6.7	30.8	21,750	15,980	52,037	540,000
H30	6.7	30.0	22,290	16,030	52,347	580,000
R1	6.5	29.1	21,960	16,170	52,167	610,000
R2	6.8	28.5	22,960	16,700	54,292	630,000
R3	6.5	28.0	22,810	16,190	53,793	630,000
後期	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	1人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
H29	2.6	11.5	8,400	6,270	20,077	190,000
H30	2.8	13.1	9,230	6,720	21,558	190,000
R1	2.7	12.1	8,860	6,550	21,198	190,000
R2	2.7	11.3	8,980	6,540	21,298	190,000
R3	2.4	10.2	8,180	5,800	19,270	190,000
介護	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	1人当たり調定額(円)	賦課限度額(円)
H29	3.6	22.9	11,380	6,540	27,190	160,000
H30	2.7	18.0	8,100	4,920	19,060	160,000
R1	2.9	16.3	8,310	4,670	20,552	160,000
R2	2.8	18.9	9,490	5,310	23,286	170,000
R3	2.5	18.2	9,500	5,260	23,323	170,000

(2) 国民健康保険税の収納率

収納率の向上や滞納額の縮減は、国保事業の運営、税負担の公平性確保の観点からも極めて重要です。このため、以下の取り組みを実施し、収納率の向上を図ります。

① 目標値を定めます。

(%)

	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績見込)	R4 (目標)
現年分	95.46	95.88	95.92	96.00
滞納分	18.61	19.93	18.79	20.00

② 国民健康保険事業の運営は、一定の公費負担と国民健康保険税で賄うという基本原則に基づき、必要な財源の適正な徴収に努めます。

③ 口座振替納付の推進を図ります。

(%)

	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績見込)	R4 (目標)
口座振替世帯数割合	47.60	48.78	47.50	48.00

④ 滞納対策として、保険税の納付状況を確認し、納付できない事情を確認した上で短期被保険者証や被保険者資格証明書を発行します。保険証の交付時には納税相談を行うなど、接触機会の確保に努めます。

	R1	R2	R3
滞納世帯数 (世帯)	176	176	157
短期被保険者証発行世帯数 (世帯)	90	82	1
被保険者資格証明書発行世帯数 (世帯)	0	0	0
不納欠損	件数 (件)	160	102
	金額 (円)	5,876,517	4,880,228

⑤ 電話催告、文書催告書及び差押予告書等の発送により、納税を促します。再三にわたる催告に応じない場合は、実情を踏まえたうえで給与・預貯金等の財産を調査し差押を実施します。

2 医療費適正化への取り組み

(1) レセプト点検

レセプト（診療報酬明細書）点検は、直接的な財政効果をもたらすばかりでなく、その調査結果から医療費の構造や実態を把握するための基礎資料となり、保健事業の具体的な取り組みの検討資料としても活用できるなど、医療費適正化対策としても有効と考えていることから、今後も継続して取り組んでいきます。

（主な項目）・被保険者資格点検 ・請求内容点検 ・交通事故等第三者行為対象点検

	R1	R2	R3
レセプト点検効果額（円）	308,826	720,036	2,294,200

(2) 第三者行為損害賠償求償

第三者から受けた傷害の治療費は、健康保険で受診せず原則として加害者が負担することになっています。一時的に国民健康保険を利用して医療を受けた際は届出が必要となりますので、その周知と適切な受療を促します。

- ① 町広報誌やホームページでの周知により、事故にあった際の届出の徹底を図ります。
- ② レセプト点検や療養費給付申請受付時に、給付発生原因を把握し、必要があれば訪問や電話にて届出を促します。医療機関や保険会社等との連携を図り、情報収集に努めます。

	R1	R2	R3
件数（件）	1	1	0
金額（円）	628,268	133,091	0

(3) 被保険者資格管理の適正化

社会保険等に加入した後も、国民健康保険で受診する事例が見受けられます。本来であれば他の保険者が支払うべき保険給付費を本町が支払うこととなることから、資格喪失後の受診ができるだけ少なくなるよう、資格取得の際や広報誌等で周知を図り、医療費適正化につなげていきます。

(4) 医療費通知

岩美町においては、被保険者に医療費削減への意識を高めていただくことを目的として医療費の通知を行っております。また平成30年1月診療分からは、支払金額も併せて通知することになりました。医療費負担の仕組みや健康管理について理解を深めていただくためにも、継続して行っています。

(通知内容) ・医療費総額 ・受診年月 ・受診者名 ・医療機関等名称
・入院通院の別 ・入院通院等の日数 ・支払金額

(通知回数) 年4回(1～3月、4～7月、8～10月、11～12月診療分)

	R1	R2	R3 (見込)
件数 (件)	9,026	8,745	8,600

(5) 後発医薬品 (ジェネリック医薬品) の利用促進

新薬の特許期間終了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売される後発医薬品 (以下「ジェネリック医薬品」という。) は、新薬と同様の効果が得られるものとして普及してきており、薬品の価格を大幅に抑えることができます。医療費の軽減は、被保険者にとっても、保険者である本町にとっても効果が大きいことから、積極的な利用促進の取り組みを行います。

	R1	R2	R3 (見込)	R4 (目標)
後発医薬品 (件数) 利用率 (%)	65.8	67.9	70.0	72.0
後発医薬品 (薬剤料額) 利用率 (%)	48.9	49.9	50.0	50.5

- ① 被保険者証の交付の際、ジェネリック医薬品利用啓発のカード入力を配布します。
- ② 服用中に先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬にかかる自己負担額がどの程度軽減されるかを記載した「差額通知」を、鳥取県国民健康保険団体連合会へ作成委託し、被保険者に通知することにより医療費削減を図ります。

また、実際に切り替えたかどうか等の分析を行います。
- ③ 広報誌やホームページでの周知を行います。

(6) 重複多受診者等の状況及び対策

レセプト確認により重複多受診及び重複服薬者の抽出を行い、面談を行うことで必要な以上の医療や薬剤が提供されていないか確認を行い、医療費削減を図ります。

	R1	R2	R3 (見込)
抽出件数 (件)	45	54	24
面談件数 (件)	2	1	1

3 健康づくりへの取り組み

被保険者の病気重症化の未然防止や医療費の低減化を図るため、岩美町国民健康保険保健事業計画（平成29年3月策定）、および岩美町特定健康診査実施計画（第3期）等、町が定める各種計画に基づき、以下のとおり実施します。

【保健事業費】	R1	R2	R3 (見込)	R4 (予算額)
特定健康診査・保健指導	8,416,270	12,947,302	12,511,000	12,114,000
人間ドック・ガン撲滅事業	6,472,480	7,345,982	6,604,000	8,196,000
健康教育・相談、保健センター管理等	11,108,490	11,142,309	11,066,000	11,319,000
合 計	25,997,240	31,435,593	30,181,000	31,629,000

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業

特定健康診査・特定保健指導の目的は、高血圧や高脂血症、糖尿病などに代表される生活習慣病の発症を未然に防ぐために、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍を見つけ出し、その対象者に生活習慣の改善につながる指導を行うものです。

この生活習慣病関連の疾患（脳卒中、高血圧、糖尿病など）は、国民医療費全体の3分の1を占めています。特定健康診査・特定保健指導を実施することにより、この生活習慣病の早期発見と予防を行い、医療費の削減につなげていきます。

	H30	R1	R2	R3 (見込)	R4 目標	R5 目標
特定健康診査受診率(%)	46.8 (33.4)	43.6 (34.2)	40.6 (32.5)	41.0	60.0	60.0
うち前年も受診(%)	66.2	79.0	74.9	—	—	—
特定保健指導実施率(%)	34.9 (28.5)	17.9 (29.8)	71.8 (30.8)	17.0	57.0	60.0

()内は鳥取県数値

(岩美町国民健康保険事業計画・第3期岩美町特定健康診査等実施計画より)

- ① 被保険者のうち 40 歳以上を対象者として、特定健康診査を無料で実施します。その際、対象者全員に受診券を配布し、特定健診の必要性を周知します。町広報誌やホームページ等を活用して、広報にも努めます。
- ② 医療機関へ受診している方については、医療機関から特定健康診査受診項目のデータ提出について協力をお願いします。
- ③ 各地区において集団健診を実施します。鳥取県健診受診勧奨センターと連携し、前年までの受診状況によって対象者をリストアップして電話や勧奨資材等で個別に受診を促します。
- ④ 特定健康診査の検査結果を受診者に提供します。必要と判断される者に対しては、特定保健指導を実施します。医療機関への受診も勧めます。
- ⑤ 特定健康診査の結果やレセプト等様々なデータについては、鳥取県国民健康保険団体連合会や協会けんぽ鳥取支部とも協働して分析や検証を行い、保健事業の実効性を高めます。

(2) 人間ドック検診

人間ドック検診は、健康で生き活きと生活してもらうため、生活習慣病等の早期発見、早期治療、重症化予防を図ることを目的として実施します。

- ① これまで 35～70 歳の町民を対象として実施していましたが、試行的に 74 歳まで対象年齢を引き上げて実施します。（国民健康保険以外も含む。隔年受診：定員 270 名、経年受診：定員 30 名）
- ② 受診の結果、必要と判断される者に対しては、生活習慣の改善指導や適切な医療の受診を指導します。

(3) がん検診

がんの早期発見・治療を目的として、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肝炎ウイルス検査を40歳以上（子宮がんは20歳以上）の町民を対象として無料で実施します。（国民健康保険以外含む）

(4) 胃がん・大腸がん撲滅事業

胃がん・大腸がん撲滅事業は、町が実施するがん検診の結果、精密検査が必要と判断された方に健康診断の受診を勧めるもので、がんの早期発見治療を目的に行います。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業

近年、腎症の患者数・医療費が全国的に増加していることから、特に糖尿病から腎症に移行しないよう、重症化を未然に防ぐ対策を行います。レセプトデータから対象者を抽出し、医師の指導を仰ぎながら保健指導を実施し、透析治療への移行者の数を減らしていきたいと思っています。

(6) その他保健事業

岩美町においては、総合保健施設である「岩美すこやかセンター」内に、岩美町国民健康保険岩美病院と、役場健康長寿課・福祉課があり、相互連携を図りながら健康教育や健康相談等の事業を行っています。引き続き町民のための健康増進活動を実施します。

4 その他の取り組み

(1) 国保事業共同化の取り組み（県・他市町村との連携）

平成 30 年度以降の国民健康保険新制度においては、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方、市町村は地域の身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等は引き続き担うこととされています。令和 3 年 4 月には第 2 期鳥取県国民健康保険運営方針が策定され、PDCA サイクルの確立や、保険料水準の統一化を目指すこと、県データヘルス計画の策定等が定められました。これらを踏まえ、事務の分担や共同化について、県や他市町村と協議を重ねながら実施しています。

(2) 国保連との取り組み

鳥取県国民健康保険団体連合会は、診療報酬等の支払事務や保健事業の委託、事業内容の相談、システムの運用等、国保保険者の事業のとりまとめを行っています。近年、保健事業に関するデータ分析に力を入れており、令和 2 年度には「健康・医療データ分析センター」が設置されました。来年度には保険者別基礎分析データの提供が予定されており、地域特性の把握等に資すると期待されています。本町も連携を密にしながら、事業執行にあたります。

(3) 協会けんぽとの取り組み

国民健康保険と協会けんぽの双方が抱える健康課題の解決のため、住民向けの健康診査の案内の作成・配布や新聞折り込みを利用した周知など、連携協働して事業を実施します。

岩美町保健事業実施計画（データヘルス計画：中間評価後）【抜粋】

Ⅲ 課題解決のために実施する事業

1 保健事業の目標設定

本計画においては、「Ⅱ 現状分析と課題」において抽出された健康課題の中から、優先する健康課題を選定し、その改善に向けた具体的な目標を次のとおり定めます。

＜優先する健康課題＞ 生活習慣病（循環器）の重症化を予防する

＜具体的な目標と評価指標＞

優先順位	目標	評価指標			実現のための計画	実績（見込）		
		現状と目標						
①	特定健康診査	要精密検査受診率			・ 特定健康診査の結果は、必ず訪問して説明してから渡す。 ・ 有所見者で精密検査の結果が返ってこない方については、3ヶ月を目途に電話で受診の確認をする。 ・ 健康講座の案内を送る。	➡	➡	➡
	有所見者要精密検査受診率の向上	H27	R1	R5		R1	R2	R3
		29.4%	40.0%	50.0%		47.7%	45.9%	37.7%
②	特定健康診査受診率の向上	特定健康診査受診率			・ 地区健診終了地区の特定健康診査3年間未受診者を抽出し、電話勧奨。（特に、特定健診と医療機関での受診の無い方を積極的に勧奨。）ハガキ、再交付受診券の発送 ・ 主治医からの受診勧奨 ・ 健診データ情報提供の広報を積極的に行う。 ・ ケーブルテレビ番組の作成 ・ 休日健診を秋に設定し、健診を受けやすい環境をつくる。	➡	➡	➡
		H27	R1	R5		R1	R2	R3
		40.3%	50.0%	60.0%		43.6%	40.6%	41.0%
③	生活習慣病重症化予防 透析移行者の減少	保健指導実施者のうち新規透析移行者数			・ 抽出した糖尿病性腎症病期ステージ2～4の者のうち、本人及びかかりつけ医の同意を得た者について、保健師等が面接、電話等による保健指導を行う。 ・ 医療機関未受診者、治療中断者へ、電話や訪問等による受診勧奨を行う。			
				R5				R3
				透析移行 0人 血糖値上昇 0人				透析移行 0人 血糖値上昇
④	メタボリックシンドロームの解消のため運動の定着化を図る	1回30分以上の運動習慣無しの方			・ リズムエクササイズ、ヨガ教室（有料）などアフターファイブの運動教室 ・ CATVでビデオ上映（エクササイズ） ・ ウォーキングサークルや運動サークルへの活動費助成を検討する。	➡	➡	➡
		H27	R1	R5		R1	R2	R3
	40～64歳 79.6% 65～74歳 60.9%	40～64歳 75.0% 65～74歳 55.0%	40～64歳 70.0% 65～74歳 50.0%	40～64歳 84.1% 65～74歳 66.4%		40～64歳 80.5% 65～74歳 62.9%	40～64歳 81.6% 65～74歳 53.0%	

※ 計画の期間は平成29年度から令和5年度とする。

事業名	事業内容(概要)	対象	実施期間	ストラクチャー評価(進捗)			プロセス評価(過程)			アウトカム評価(効果)		
				目標値(評価項目・評価指標)	事業実績(実施後評価)	目標値(評価項目・評価指標)	事業実績(実施後評価)	目標値(評価項目・評価指標)	事業実績(実施後評価)	目標値(評価項目・評価指標)	事業実績(実施後評価)	目標値(評価項目・評価指標)
1 特定健康診査 ・有見者要精密検査受診率向上	・有見者の結果は、受診しやすくするために精密検査紹介状を作成。訪問等で説明してかかっている。(要医療領域の者及び定期受診歴がない者) ・有見者で精密検査の結果が返ってこない方については、電話等で受診の確認を行う。	特定健康診査を受けた被保険者の有見者	健康実施後	国保部門と保健部門が連携し、事業計画策定、実施体制の確保、評価を行う。	連携して事業計画策定した。実施内容を確認し、運営協議会に報告する。	事業の進捗を記録し、国保部門と保健部門で共有し進捗管理を行う。効果的な実施方法について検討し、随時改善する。	進捗の共有、実施方法の検討ができた。	有見者を家庭訪問等して受診勧奨を行う。(家庭訪問率100%)	訪問、通知で勧奨100%	精密検査受診率向上(目標値46%) 受診率(見込)37.7%		
2 特定健康診査 ・受診率向上	・地区健康診査のお知らせハガキの送付。(地区ごと。昨年の受診状況を見ながら、原則対象者全員。) ・鳥取県健康診査受診勧奨センターを活用し、未受診者を健康診査結果や過去の受診履歴からグループ分けし、特性に合わせた受診勧奨通知を送付する。(委託事業) ・未受診者へ電話勧奨を行う。(委託事業) ・未受診者のうち医療機関定期通院者へ受診勧奨やみだし健康診査の案内を行う。 ・協全健康と連携し、特定健康診査受診勧奨折込チラシを作成。(年2回) ・断広報、防災無線、CATV文字放送などによる広報。	40歳～74歳の被保険者	・集団健康診査6月～翌1月 ・医療機関の個別健康診査6月～翌3月 ・電話勧奨9月～12月 ・通知勧奨0月～翌1月	国保部門と保健部門が連携し、事業計画策定、実施体制の確保、評価を行う。	連携して事業計画策定した。実施内容を確認し、運営協議会に報告する。	国保部門と保健部門で連携しながら、未受診者への勧奨メッセージを送付する。受診状況をしながら、勧奨方法・対象・時期等を見直す。	連携して、勧奨ハガキの内容を検討した。追加健康診査への受診勧奨依頼を行った。	未受診者へ電話勧奨を行う。(目標値50%) 未受診者へ未受診者の特性に合わせた勧奨通知を送付する。(目標値80%) 定期通院者へ受診等勧奨を行う。	電話勧奨実施率52.5% 受診勧奨通知率81.3%	・精密検査受診率向上(目標値46.8%) 受診率(見込)41%		
3 生活習慣病重症化 予防 ・透析移行者の減少	・抽出した糖尿病性腎症病期ステージ2～4期の者のうち、本人及びかかりつけ医の同意を得た者について、保健指導等が面談、電話等による保健指導を行う。(委託事業) ・医療機関未受診者・治療中断者へ電話や訪問による受診勧奨を行う。	健康診査結果及びセプトデータから糖尿病腎症病期2～4期の者を抽出する	7月～翌年2月	国保部門と保健部門が連携し、事業計画策定、実施体制の確保、評価を行う。かかりつけ医の同意を得て行う。	連携して事業計画策定した。実施内容を確認し、運営協議会に報告する。	かかりつけ医の同意、指示のもと保健指導を行う。規定のプログラムに基づき、面談2回、電話指導6回を行う。実施内容を国保部門、保健部門で共有する。	保健指導にあたりかかりつけ医の指示を受けた。規定のプログラムに基づき、保健指導実施中。	抽出した対象者のうち施設入所者等を除いた全員に通知勧奨を行う。(実施率100%) 保健指導実施率(7名) 未受診者・治療中断者への勧奨(100%)	保健指導実施者のうち透析治療移行者数0人 保健指導実施者のHbA1c(又は空腹時血糖)の維持、低減	透析治療移行者(見込)0人		
4 運動習慣の定着化	・リズムエクササイズ、ヨガ教室などの運動教室の開催。アフターアライブ開催など参加しやすい環境を作る。(新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら) ・CATVなど様々な媒体でエクササイズ動画を視聴可能にする。 ・ウォーキングや運動サークル、ウォーキングイベントなどの活動を支援する。 ・とっとり健康ポイント事業(鳥取県事業)のPR	国民健康保険被保険者	通年	国保部門と保健部門が連携し、事業計画策定、実施体制の確保、評価を行う。	連携して事業計画策定した。実施内容を確認し、運営協議会に報告する。	国保部門と保健部門が連携して、効果的な事業実施方法について検討し、進捗管理を行う。	連携して事業計画策定した。	CATVなどで運動習慣を啓発した。エクササイズ動画を配信する。CATVで健康ポイント事業をPRにチラシを同封した。	質問票で運動習慣なしと回答した者の割合40～64歳81.6% 減少(目標値40～64歳65～74歳51%)	質問票で運動習慣なしと回答した者の割合40～64歳81.6% 減少(目標値40～64歳51%)		

国民健康保険税算定方式の見直しについて

1. 現在の国民健康保険税率の算定方法

保険事業に係る費用の内、被保険者が負担する額を所得割（前年中の所得）、資産割（所有する固定資産）、均等割（加入者数）、平等割（世帯数）の4つに分け（4方式）、それぞれの数値を基に算定している。

【医療給付費分の令和3年度税率算定時の歳入予算】

保険税		県支出金	一般会計繰入金	積立基金繰入金	その他収入
現年度分 136,123千円	滞納分 13,240千円	1,155,277千円	69,374千円	25,001千円	346千円
収納見込額 136,123千円		未納見込額 8,688千円	軽減見込額		
調定見込額 144,811千円			30,621千円		
軽減前の額 175,432千円					



応能割 50%		応益割 50%	
所得割 40%	資産割 10%	均等割 35%	平等割 15%
70,173千円	17,543千円	61,401千円	26,315千円

○4方式の負担割合

国民健康保険税の総額を100とした場合、担税力に応じて負担する割合（応能割）と受益者の負担する割合（応益割）を50：50とし、さらに応能割を所得割40：資産割10、応益割を均等割35：平等割15の割合としている。

○4方式の税率算定

前述により振り分けた額を、それぞれの基礎数値で割り戻し税率を算定する。

- ・所得割の基礎数値：被保険者全員の前年中所得金額を基とした額の合算額
- ・資産割の基礎数値：被保険者全員の固定資産税額の合算額
- ・均等割の基礎数値：被保険者数
- ・平等割の基礎数値：被保険者の世帯数

2. 資産割について

○資産割の利点

- ・経済の動向に左右されにくいので、保険財政に安定した収入が確保できる。

○資産割の課題

- ・収益性のない資産が多く、負担能力と比例せず、低所得者に負担となっている。
- ・固定資産税との二重の負担感がある。
- ・町外にある固定資産は算定に含まれず、不公平感がある。
- ・他の健康保険には、資産割の制度がない。

○鳥取県内の状況

平成29年度までは多くの市町村が4方式だったが、近年、資産割を廃止して3方式に変更する市町村があり、令和3年度は県内19市町村の内9市町村が3方式になっている。

3. 資産割を廃止した場合の影響

資産割に相当する減収額を、所得割、均等割、平等割で補うこととなるため、負担が増える被保険者が発生する。

【対象世帯の割合（令和3年度課税）：世帯数 1,777】

①所得割のみ	②所得割+資産割	③資産割のみ	④どちらもない
16% (285 世帯)	43% (761 世帯)	19% (345 世帯)	22% (386 世帯)
所得割がある世帯		資産割がある世帯	
59% (1, 046 世帯)		62% (1, 106 世帯)	

A. 所得割で補う場合

- ①16%は増、②43%は資産割が減となるが所得割が増、
③19%は減、④22%は影響なし

B. 均等割、平等割で補う場合

- 38%（①16%+④22%）は増、
62%（②43%+③19%）は資産割が減となるが均等割・平等割が増となる。

C. 所得割、均等割、平等割で補う場合

- Bと同じだが、均等割・平等割の増幅が抑えられる。

【参考：令和3年度国民健康保険税額の算定式】

所得割額		資産割額		均等割額		平等割額		合 計
前年の 総所得金額 -43 万円 ×		令和3年度 固定資産税額 ×		被保険者数 ×		1 世帯		課税限度額
医療分	税率 (6. 5%)	+	(28. 0%)	+	22, 810 円	+	16, 190 円	= 63 万円
後期分	税率 (2. 4%)		(10. 2%)		8, 180 円		5, 800 円	19 万円
介護分	税率 (2. 5%)		(18. 2%)		9, 500 円		5, 260 円	17 万円
								99 万円

総所得金額：収入から必要経費を控除した後の金額

（給与収入の場合は給与所得控除後の金額、公的年金収入の場合は公的年金控除後の金額）

土地・建物を譲渡した場合は、特別控除（5, 000 万円等）後の譲渡所得に対して所得割がかかります。

年度途中で国保の資格を取得・喪失した場合には月割で計算。

O

O